

2018年9月定例県議会代表質問

2018年9月19日

日本共産党 吉田英策県議

日本共産党の吉田英策です。日本共産党県議団を代表して質問をいたします。

まず、西日本豪雨、台風20号、21号、そして北海道地震で亡くなられた方々にお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。

日本列島全体が災害に見舞われるなかで、地震、豪雨などの災害から住民の命を守るため、党派の違いを超えて、政治が知恵と力を尽くすことが求められていると思います。増え続ける防衛費を縮小して災害対策へ、これが今ほど必要な時はありません。

沖縄では翁長知事が逝去され、辺野古新基地建設が大きな争点となる知事選挙が闘われています。全国知事会は、7月27日に日米両政府に対する日米地位協定の抜本的な見直しなどの提言を全会一致で初めて決議しました。国民の声が政治を動かしつつあることを実感します。

東日本大震災・原発事故から7年6ヶ月が経過し、内堀県政4年間の任期が終えようとしています。いまだに約4万4千人もの方々が避難生活を続けているにもかかわらず、国は、2020年3月までの復興・創生期間を終了しようとしています。県は被災県民にどう向き合うのが問われます。「被害が続く限り支援を続ける」このことがいよいよ重要になっていることを申し上げ質問に入ります。

一、知事の政治姿勢について

まず、憲法にかかわる問題についてです。憲法は国の最高法規であり、時の権力者の暴走を抑える役割を果たし、すべての公務員は擁護する義務を負います。知事はこの任期中、憲法認識を問うわが党の議員の質問に、「日本国憲法のもと、国民のたゆまぬ努力と平和を希求する国家として国際社会からの信認を得たことにより、今日の平和と繁栄が築かれてきたもの」と答えています。しかし、憲法9条改定反対を求めるべきとの問いには、「国会において、十分議論されるべき」と答えるだけで自らの考えを示していません。

いま、安倍政権の下ですすむ憲法9条改定は、十分な議論などではなく、期限を決めての乱暴な憲法改悪の押し付けです。安倍政権のこの乱暴さは、沖縄県の新基地建設、イージス・アショアの秋田、山口への配備計画、オスプレイの佐賀県や首都圏への配備

などにも表れています。

安倍首相は、秋の臨時国会で憲法改定案を提出し、国会発議を進めようとしています。しかし、NHKがおこなった直近の世論調査によれば、自民党総裁選の争点として「憲法改正」を求める声は、6.4%に過ぎず、国民は憲法改正を望んでいません。

また、アメリカトランプ大統領と金委員長との歴史的な会談によって、北朝鮮の脅威が無くなりつつある中で、北東アジアの平和は劇的に変わりつつあります。

憲法9条改定の国会発議をしないよう求めるべきと思いますが、知事の考えを尋ねます。

二、消費税の増税中止について

次に消費税についてです。

安倍政権は、来年10月からの消費税率10%への引き上げのために、予算編成の対応を指示したといわれています。2014年に8%へ引き上げた時に景気の底が抜けたといわれるほどに消費を落ち込ませました。国内総生産はマイナス、個人消費はその後も回復が遅れ、家計の消費支出は前年同月比でマイナスが続きました。だからこそ安倍政権は、2015年10月に予定した引き上げを2度にわたって延期をせざるを得なかったのです。復興の途上にある県民の暮らし、中小商工業、自営業者の経営にとって大きな負担を押し付けることとなります。

いま大企業は内部留保400兆円以上を抱え、空前の利益を上げています。一方で国民の貧困と格差は広がり続けています。軍事費・防衛費は、2019年度予算の要求額は5兆2986億円で5年連続で過去最大です。消費税増税でなく、応能負担の原則により、大企業、富裕層へ応分の負担を求めること、防衛費の縮小など、お金の集め方、使い方を改めれば消費税増税の必要はありません。

復興や県民の暮らしに多大な影響を与える消費税の増税について、国に中止を求めるべきと思いますが、県の考えをお尋ねします。

三、本県の復興と与党第7次提言について

自民党、公明党の政権与党は、7月に「福島復興加速化に向けた第7次提言」を政府に提出しました、安倍政権はこの提言を政府方針として実行に移しつつあります。

提言は、まずトリチウム水の早期処理、帰還困難区域全体の避難指示解除の検討、避難指示解除準備区域および居住制限区域の2019年度末までの解除、企業呼び込み型の

イノベーション・コースト構想の推進、除去土壌の再生利用、モニタリングポストの配置見直しなど、東京オリンピック・パラリンピックまでに、原発事故と被害を見えなくしようとするものであり、被災県民切り捨てと言わなければなりません。

県立医大が2017年に県の委託でおこなった県民健康調査で、避難指示が出た地区の住民の「精神的健康状態」についての結果は、「平時の水準に戻っていない」「県外避難者の回復の遅れ」が目立つとして、「コミュニティが崩壊し、孤立する長期間バラバラに避難している原発事故の被災者は、海外の難民と似た状況にある」と言いました。これは、被災者にとっては、事故は終わっていないことを示すものであります。「被害が続く限り支援を継続する」この姿勢を貫くことが求められています。

さらに提言は、トリチウム汚染水の処理について、規制委員会の更田委員長が海洋放出の早期判断を東電に迫る中、「問題を先送りせず遅滞なく解決策を見出す」とし、早期の解決を求めています。しかし富岡、郡山、東京でおこなわれた公聴会では、「海洋放出」に多数の反対意見が上がり、タンクでの保管の継続を求める声が相次ぎました。

特に県漁連会長は、「風評払しょくには想像を絶する精神的、物理的な労苦を伴うことを経験している」「漁業に致命的な打撃を与える」と漁業に対する深刻な影響があると発言しています。知事は「環境や風評への影響などについて議論と説明を尽くし、慎重に検討を進めてほしい」とのコメントを出しましたが、復興のさなかにある本県として、これ以上放射能で海を汚さないとの立場に立つべきです。

トリチウム水については、タンクでの保管を継続し、海洋放出に反対すべきと思いますが、知事の考えを尋ねます。

次に提言は、イノベーション・コースト構想を軸に新たな産業集積の加速化として、国と一体となり効果的に企業誘致を行う体制を構築するとし、強力な企業誘致支援策として企業立地補助金の期間延長を求めています。誘致企業は景気動向によっては、撤退なども予想され、地元の中小企業の再建にはつながりません。8月には浪江町に世界最大の水素製造拠点「福島水素エネルギー研究フィールド」が着工しましたが、水素エネルギーについては、課題が山積しています。

復興は避難地域の中小企業の再建が重要です。ところが、小高商工会と浪江町商工会においては、会員数が今年4月の前年同月比で約100社も減少しています。さらに避難地域の事業者は、営業損害賠償が打ち切られるなど営業再開に大きな困難が伴っています。帰還し事業再開を希望する中小業者の多くが、赤字補てんなど、事業継続のための

制度が必要と考えており、地元中小企業への直接の支援が必要なのです。

県外企業の誘致等でなく、避難地域の中小企業の再建に向けた支援が必要と思いますが、県の考えを尋ねます。

避難先での事業再開に対して補助金による支援を受けた商工業者について、帰還して再開する場合に同じ業種でも再度の支援を受けられるようにすべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

東京電力は、飯館村や浪江町でのADR和解案を拒否するなど、制度の空洞化を行っており、被災者への真摯な姿勢は感じられません。これは国の被災者打ち切りの姿勢とも結びついています。

浪江町町民1万5千人のADR仲介案が打ち切られた際に、知事は「県としてのコメントは差し控える」と述べました。これは当時の馬場有町長が「言語道断」と述べているのとは対照的です。被災県としてADR和解案に応じるよう国、東京電力に強く求めるべきです。

原子力損害賠償紛争解決センターの和解案を拒否する東京電力に対し、和解に応じるよう強く要求するとともに、国にも指導を求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

リアルタイム線量計システム、いわゆるモニタリングポストの撤去問題についてです。モニタリングポストは原発事故後の放射能を可視化し、安心して生活するために身近にあることが極めて重要です。「毎日この数字を見て安心して生活ができる」との声が寄せられています。

各地での住民説明会では、地震が起きる確立が高まっていること、廃炉までは長い時間がかかることから、無くさないでほしいと撤去反対の声が圧倒的多数です。

リアルタイム線量測定システムの配置の見直しについて、撤去計画のある全ての市町村における説明会の開催と配置の継続を国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

四、原発に依存しない社会づくりについて

東京電力は今年6月、福島第二原発の廃炉検討を表明しました。知事と議会を先頭に

した「オール福島」の力、廃炉を求める県民の世論、運動が大きな力になったことは間違いありません。しかし、東京電力は具体的な工程を示しておりません。国による相次ぐ原発再稼働計画の中で工程を示した廃炉の明言が必要です。

福島第二原発の廃炉に向けた具体的な工程を示すとともに、廃炉を明言するよう東京電力に求めるべきと思います。県の考えを尋ねます。

7月に閣議決定した「第5次エネルギー基本計画」は、2030年における電源構成比で原発を20～22%と依然高く位置づけています。これは、運転開始から40年以上経過した老朽原発も再稼働の対象にし、東京電力東通原発など建設中の原発も稼働の対象にするというものです。現在、原発の発電比率は約2%ですから、原発の電源構成比を現在の10倍以上にしようとする途方もない原発推進計画です。原発や石炭をベースロード電源としてあつかい、再生可能エネルギーの推進をも阻むものです。

再生可能エネルギー先駆けの地を掲げる県として、2030年における原子力発電の比率を20から22パーセントとしているエネルギー基本計画の撤回を国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

原発再稼働反対についてです。国民の6割が反対しているにもかかわらず、国は原発の再稼働を進めています。東海第二原発は運転開始からまもなく40年となる老朽原発であるにもかかわらず、事業者は20年間の運転延長を求めています。九州電力は、川内、玄海原発の再稼働で原発の発電比率が上がり、太陽光発電事業者に対し「出力制御」に踏み出そうとしています。原発再稼働は、事故の危険の増大、再生可能エネルギーの普及を阻害することから明確に反対すべきです。

原発事故の被災県として、全国の原発の再稼働中止を国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

福島第一原発の収束作業に従事した男性が肺がんで死亡した原因は放射線被ばくとして労災認定されました。原発事故をめぐる労災認定は5例目で肺がんの死亡例は初めてです。今後、使用済み燃料やデブリの取り出しなど、高線量下で従事する労働者が増え続けることから国の責任で原発労働者の将来にわたる健康管理が必要です。

原発労働者の生涯にわたる健康管理ができるよう「放射線管理手帳」を国の責任で交付し、検診の実施、医療費の無料化を実現するよう、国に求めるべきと思いますが、県

の考えを尋ねます。

除去土壌の再生利用についてです。二本松市原セ地区の道路の路床材として利用しようとする実証事業の計画は、地域住民の反対で中止に追い込まれました。地元の風評を拡大し、住民合意のない実証事業の中止は当然です。国は、8000 ベクレル以下の除去土壌を全国の公共事業で利用できる方針を決めています。しかし、原子炉等規制法に基づく再生利用の基準は100 ベクレルとなっており、ダブルスタンダードをとっていることは問題です。除去土壌はすべて中間貯蔵施設へ搬入し、再生利用はすべきではありません。

除去土壌を再生利用する方針を見直すよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

五、再生可能エネルギーについて

阿武隈山系を中心に、県が主導する阿武隈風力発電構想が最大38万kW、風車基数最大149基、また構想以外にも、すでに遠野・三大明神・馬揚山・田人・たびと中央などいわき南部を中心に80基余りの計画が進み、乱立状態と言えます。

災害が頻発する日本列島にあって、山頂を中心に土地を改変する風力発電建設について、土砂災害や風車の倒壊など住民は非常に心配をしていますが、現状は住民の暮らしへの配慮なしに進んでいると言えます。

いま計画が進む、いわき市南部のたびと中央ウインドファームの北東部は、東日本大震災の大規模崩落した井戸沢断層につながる地域であり、西日本豪雨の土砂災害の7割は土砂災害危険地域でしたが、3割は何の指定もないところで崩れているのです。

阿武隈地域等における風力発電構想について、地盤調査及び土砂災害危険箇所の調査の状況を尋ねます。

阿武隈地域等における風力発電構想は見直すべきと思いますが、県の考えをお尋ねします。

(仮称)たびと中央ウインドファームは、発電出力68,000kW・風車基数最大20基で、最も近い民家から500メートルで、立区域の真ん中に当たる牧場の方や近隣のほとんどの方々は計画を知らないという状況です。住民への説明会の無いままに今月

18日に配慮書に対する意見を締め切りました。

たびと中央ウインドファームの環境影響評価手続きにおいて、住民等に対する事業計画等の周知を十分に行うよう事業者を求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

太陽光パネル設置についてです。

先月の地震や豪雨の影響でいわき市内郷地内にある太陽光発電所ののり面が崩落して、側溝や道路を埋め一時通行止めになりました。ここは子どもたちの通学路であり、復旧した今でも親が送り迎えを行っています。急傾斜ののり面や伐採した立木がそのままの状態、土留め、排水設備が不十分などが指摘され、豪雨があれば崩れるのではとの声が出されていました。

小規模の再生可能エネルギー事業についても事業者に適正な施工を求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

県の「再生可能エネルギー先駆けの地」「2040年までにエネルギー需要100%を再生可能エネルギーで生み出す」方針のもと、太陽光発電所や風力発電所の建設が相次ぎ計画されています。県が「先駆けの地」を標榜する以上、住民のくらしと環境に調和のとれたルールある推進など全国に先駆けた手本になることが必要です。

ところが、風力発電は、騒音や低周波音被害、森林破壊や環境汚染、降雨による土砂流出、飲料水の枯渇や汚濁、景観の破壊など住民生活に著しい不安を与えています。いわき市遠野町入遠野地区の住民は生活を守りたいと風車建設に反対しています。

メガ発電事業優先の数値ありきではなく、住民合意を前提にすべきです。また再生エネルギーから生まれるエネルギーを住民共有の財産ととらえ、住民が優先して活用し、地域づくりをする権利「地域環境権」を位置付けることが重要です。

再生可能エネルギーの導入に当たって、住民合意を前提として、環境への配慮、地元参入及び地域への利益還元を推進するルールを制定すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

六、地球温暖化と石炭火力発電について

地球温暖化と石炭火力発電についてです。

県は、いわき市勿来町と広野町に建設する石炭ガス化複合発電IGCCで使用する石炭の取扱量増加を見込み、小名浜港東港の拡張、整備を行っています。東港の整備は、

I G C C 計画が進むにつれ、予算も増え続けています。

I G C C は高効率の石炭火発であっても天然ガスの 2 倍もの量の二酸化炭素を排出し、脱炭素の流れに反することから、県の姿勢も問われます。石炭火発は、融資の凍結など撤退は世界の大きな流れであり、石炭火発の過大な設備は無駄な投資になりかねません。

福島イノベーション・コースト構想にも掲げられている石炭ガス化複合発電は、地球温暖化防止に逆行するものであり、推進の立場を撤回すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

石炭火力発電の推進に伴う小名浜港東港地区の拡張計画はやめるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

七、災害対策について

災害対策についてです。

地震災害や今年の猛暑や水害に象徴される地球温暖化を主な原因とした異常気象による災害から県民の命と暮らしを守ることは、県政の最重要課題です。大阪北部地震、西日本豪雨被害、巨大台風による被害、そして北海道での巨大地震など今までに経験したことのない災害に見舞われています。常に危険箇所を点検し必要な整備を行うこと、異常な豪雨による河川の氾濫を防止することの重要性は増しています。

県管理の一級河川及び二級河川の改修率を、尋ねます。

河川の整備に関する予算を大幅に増やすべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

次に高温・少雨による農作物への影響についてです。

県は 6 月からの高温・少雨により著しく乾燥した水田の一部で稲穂の枯れやキュウリの早期枯れ上りが見られるとし、福島県農業災害対策補助事業を発動し、3 戸以上のグループへの補助で補助率は県が 3 分の 1、市町村が 3 分の 1、農家負担が 3 分の 1 です。

福島県農業等災害対策補助事業について、農家負担をなくすべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

危険なブロック塀の撤去についてです。大阪北部地震のブロック塀崩落で小学生が死

亡した事故以来、学校や公共施設のブロックの危険性が認識されました。本県でも対策は緊急の課題です。

県有施設のブロック塀の安全対策にどのように取り組んでいるのか尋ねます。

民間の危険なブロック塀の撤去に対する支援を行うべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

災害時の学校などの避難所には、猛暑への対策、停電への対策、子ども、高齢者、障がい者などに配慮したトイレの洋式化、資材の備蓄、自家発電設備が求められることは言うまでもありません。

市町村が設置する避難所の自家発電設備の充実や運営支援にどのように取り組むのか、県の考えを尋ねます。

八、学校へのエアコンの設置について

学校へのエアコン設置です。

今年の異常な猛暑で熱中症による緊急搬送や死亡者が相次ぎ、気象庁は、マスコミを通じて「ためらわずエアコン使用を」と呼びかけました。まさに異常事態であり、異常気象のもとでは、エアコンの使用は、特別なものではなくなりました。学校へのエアコン設置率は、2017年4月時点で小中学校普通教室 65.1%、県立学校の普通教室の設置率は 50%、体育館はゼロです。異常気象による高温は今後も続くことが予想されます。

こうした中、内堀知事は 14 日の所信表明で、県立学校におけるエアコンについて、「速やかな導入等に向け検討する」と表明し、新聞報道では来年夏までの導入と報道されています。これは設置を願う県民の声を反映したものであり、歓迎したいと思います。県は予算措置を整え、実現のために力を尽くすことが求められます。

県立学校におけるエアコンの設置及び予算計上の時期について、県教育委員会の考えを尋ねます。

県立学校の普通教室のほか、特別教室、体育館にもエアコンを設置すべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

保護者の負担により設置された県立高等学校のエアコンの燃料代を負担すべきと思

いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

市町村立小中学校におけるエアコンの整備を支援すべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

九、障がい者雇用率の不適切な算定について

障がい者雇用率の不適切な算定についてです。

県の障がい者雇用状況の調査で、知事部局と教育委員会で算定の誤りがあることが判明し、今年度の雇用率は知事部局で2.5%の法定雇用率で2.66%、教育委員会では2.4%の法定雇用率で1.81%と下回っていました。障がい者の雇用の機会が奪われてきたこととなります。

ところが18日に県は再点検結果を発表し、知事部局の雇用率を2.07%と訂正を致しました。当初の報告が障がい者手帳の有無を確認したのではなかったということです。これは、調査自体の信頼や、障がい者の就業の機会を奪ってきたということになるわけです。公平性を損なったという点で猛省が求められます。

知事部局において、障がい者雇用率の不適切な算定を改めて公表した経過と、今後の対応をお尋ねします。

教育委員会において、障がい者雇用率の不適切な算定が生じた理由と、今後の対応を尋ねます。

以上で質問を終わります。

<答弁>

一、知事の政治姿勢について

内堀雅雄知事

吉田議員のご質問にお答えいたします。

憲法9条の改定につきましては、我が国の防衛、安全保障政策に大きな関わりがあることから、国会において、慎重かつ十分な議論を尽くされることが重要であると考えております。

(三 本県の復興と与党第7次提言について)

次に、トリチウムを含む処理水の取扱いにつきましては、現在、国において社会的影響も踏まえた検討がなされており、先月、今後の検討を深めていくため、広く国民から意見を聴くことを目的に公聴会が開催されました。

この公聴会では、県民を含めた多くの出席者の方から、様々な意見が出されたところであり、国及び東京電力においては、これらの声をしつかりと受け止め、環境や風評への影響などについて議論と説明を尽くしながら、慎重に検討を進めていくことが重要だと考えております。

二、消費税の増税中止について

総務部長

消費税の増税につきましては、国において、被災地の状況等にも配慮の上、総合的に判断されたものと考えております。

三、本県の復興と与党第7次提言について

危機管理部長

リアルタイム線量測定システムにつきましては、その配置の見直しに当たり、市町村や住民の理解を得ながら進めることが重要であることから、これまでも国に対して、説明会を通して住民の意見に耳を傾け、その意向を踏まえた丁寧な対応を取るよう、求めてきたところであります。引き続き、一方的な見直しとならないよう、地域の実情を十分に考慮した柔軟な対応を国へ強く求めてまいる考えであります。

商工労働部長

避難地域の中小企業の再建につきましては、原子力被災事業者事業再開等支援事業による、施設・設備費用への支援を始め、福島相双復興官民合同チームなど様々な機関との連携や、被災事業者に寄り添った再開支援等により、地元事業者の再建活動を引き続きしっかりと支援してまいります。

次に、帰還した商工業者への再度の事業再開支援につきましては、原子力被災事業者事業再開等支援事業において、事業計画が避難先と異なる事業計画の場合は、支援の対象としております。今後とも、福島相双復興官民合同チームを始めとした関係機関との連携を深めるなど、商工業者の実情に応じた丁寧な対応に努めてまいります。

原子力損害対策担当理事

原子力損害賠償紛争解決センターの和解案につきましては、これまで、原子力損害対策協議会の活動等を通し、原発事故の原因者としての自覚を持って積極的に受け入れ、迅速に賠償を行うよう、東京電力に繰り返し要求するとともに、国に対しても、指導の強化を求めてきたところであります。引き続き、被害者の立場に立った賠償が的確になされるよう取り組んでまいります。

四、原発に依存しない社会づくりについて

危機管理部長

原発労働者の健康管理につきましては、労働安全衛生法に基づく一般健康診断や電離放射線障害防止規則に基づく特殊健康診断が実施されているほか、原子力施設の管理区域内で作業する全ての者について、事業者は放射線管理手帳を携行させ、被ばく線量の管理を行うとともに、国から指定を受けている放射線従事者中央登録センターが事業者からの報告を受け、一人一人の生涯にわたる被ばく線量を一元的に管理しております。

県といたしましては、今後とも、原発労働者の健康管理が適切に行われるよう、国に対し、事業者への指導・監督の徹底を求めてまいります。

企画調整部長

東京電力福島第二原発の廃炉につきましては、これまで国及び東京電力に対し、様々な機会において繰り返し求めてきたところであり、今年6月には、東京電力が、福島第二原発の全号機を廃炉にする方向で具体的に検討を進めるとの表明を行いました。県といたしましては、引き続き、東京電力に対し、まずは正式に廃炉を判断し、その上で、廃炉に向けた取り組みを着実に進めていくよう求めてまいります。

次に、エネルギー基本計画につきましては、東京電力福島第一原発事故の反省と教訓も踏まえ、国の責任において策定されたものと認識しております。県といたしましては、引き続き、「原子力に依存しない社会づくり」という本県復興の基本理念の下、県内原発の全基廃炉の実現と再生可能エネルギーの飛躍的推進に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、全国の原発の再稼働につきましては、原子力政策は、東京電力福島第一原発事故の現状と教訓を踏まえ、何よりも住民の安全・安心の確保を最優先に、国の責任にお

いて検討されるべきものと考えております。県といたしましては、福島第一原発の廃炉作業と福島第二原発の廃炉に向けた取り組みを着実に進めるよう、国及び東京電力に求めてまいります。

生活環境部長

除去土壌の再生利用につきましては、国では、県外最終処分に向け、減容技術の開発を進めながら、取り組むこととしております。県といたしましては、安全性の確保はもとより、国民的な理解が極めて重要であることから、国に対して、丁寧に対応するよう求めているところであります。

五、再生可能エネルギーについて

企画調整部長

阿武隈地域等における風力発電構想での地盤調査等につきましては、県が民間事業者と共同で阿武隈地域等における事業化に向け実施した環境影響評価の初期手続の中で、対象地域の土壌及び地盤、地形及び地質、関係法令による指定等の状況などを確認の上、取りまとめております。

次に、阿武隈地域等における風力発電構想につきましては、事業化に適した風況があることや、発電効率が比較的高いことなどから、再生可能エネルギーの更なる導入拡大に向けて重要であると考えております。引き続き、地元の理解の下、国等と連携して、当該地域における送電網の強化を図りながら、風力発電の導入拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、小規模の再生可能エネルギー事業につきましては、規模の大小にかかわらず、地元の理解の下、関係法令や国の「事業計画策定ガイドライン」等に基づき適正になされるべきものと認識しており、国や市町村等と連携しながら、事業者への助言、指導に努めてまいります。

次に、再生可能エネルギーの導入につきましては、地元の理解の下、環境影響評価の手続きなど、関係法令等に基づき適正に事業がなされるよう国や市町村等と連携しながら助言・指導に努めております。また、アクションプランに基づき、県内企業や県民参加による導入促進、売電収益を活用した地域貢献の仕組みに基づく取り組みなどを進めているところであります。

生活環境部長

たびと中央ウインドファームの環境影響評価につきましては、事業者が、事業計画等を検討するための環境配慮書の縦覧を行ったところであり、今後の手続を進めるに当たっては、地元自治体や住民等に事業計画等の内容を十分に周知し、意見聴取に努めるよう求めています。

六、地球温暖化と石炭火力発電について

企画調整部長

石炭ガス化複合発電につきましては、従来の石炭火力に比べ発電効率が高く、二酸化炭素の排出削減が図られるなど、本県において開発が進められた将来の発展が期待される技術であります。引き続き、環境にもしっかりと配慮しながら計画が進められていくものと認識しております。

土木部長

小名浜港東港地区の拡張計画につきましては、国際バルク戦略港湾として、今後見込まれる取扱貨物量の増加に対応し、地域産業やエネルギー供給を支える拠点となるよう物流機能の強化を図るものであり、昨年改訂した港湾計画に基づき整備してまいる考えであります。

七、災害対策について

危機管理部長

市町村が設置する避難所の自家発電設備の充実や運営支援につきましては、市町村から物資提供等の要請があった場合、食糧や生活用品などの具備蓄物資を提供するとともに、不足する場合は、災害時応援協定を締結している団体等から物資や発電機などを調達するほか、運営人員が不足する場合、職員派遣や他市町村に応援を求めるなどにより避難所運営を支援してまいります。

農林水産部長

福島県農業等災害対策補助事業につきましては、農業者の営農意欲が低下しないよう、少雨、高温による農作物への影響を軽減する揚水機等の共同による導入や肥料等の共同購入経費に対して補助し、農業者の負担軽減を図るものであります。さらに、農業共済

への加入促進、農業経営収入保険制度の周知等により農家経営の安定化を支援してまい
る考えであります。

土木部長

県管理河川の改修率につきましては、平成29年度末現在で、一級河川が約47パー
セント、二級河川が約49パーセントとなっております。

次に、河川の整備に関する予算につきましては、近年、水害が多発していることから、
国に対して予算を要望するなど、必要な予算の確保に努めてまいりる考えであります。

次に、県有施設のブロック塀の安全対策につきましては、関係課で組織している「県
有建築物保全推進連絡会議」において、全体の進行管理を行いながら、建築基準法に適
合しないものや劣化が進んだものについて、撤去や補修などを計画的に進めております。

次に、民間の危険なブロック塀の撤去に対する支援につきましては、福島県耐震改修
促進計画に基づき、市町村が主体となって取り組むこととしております。県といたしま
しては、市町村が民間のブロック塀の撤去に対して補助する際に、国の交付金を活用で
きるよう技術的な支援を行ってまいりる考えであります。

八、学校へのエアコンの設置について

教育長

県立学校におけるエアコンにつきましては、この夏の猛暑を踏まえ、児童生徒の健康
管理や安全を確保するため、速やかな導入等に向けて検討することとしたところです。
多くの学校において、来年の夏から稼働できるよう、できるだけ早い時期の予算計上に
努めてまいります。

次に、県立学校における普通教室を始めとしたエアコンの設置対象につきましては、
今後、設置する教室等について、具体的に検討し、予算に反映してまいります。

次に、保護者の負担により設置された県立高等学校のエアコンの燃料代につきましては
は、設備のリース料と併せて県が負担する方向で検討してまいります。

次に、市町村立小中学校におけるエアコンの整備につきましては、国の予算の動向を
見ながら、市町村の整備要望が採択されるよう、引き続き、支援してまいります。

九、障がい者雇用率の不適切な算定について

総務部長

知事部局の障がい者雇用率につきましては、先月、自主点検結果に基づき、算定誤りがあったことを公表しましたが、今般、厚生労働省からの再点検依頼に基づき、障がい者手帳等の有無を改めて確認した結果、手帳を有しない者等が30名いるなど、法定雇用率を下回ることを公表しました。今後は、国のガイドラインに基づき、十分な確認をした上で適切に算定するとともに、法定雇用率の達成にしっかり取り組んでまいります。

教育長

県教育委員会における障がい者雇用率につきましては、国の通知の内容を誤って解釈したことにより、平成25年度から平成29年度まで身体障がい者手帳を有しない者であっても、障がい等級に該当すると認められる者を算定対象としておりました。今後は、国のガイドラインに基づき適切に算定するとともに、障がい者雇用の拡大に取り組んでまいる考えであります。

<再質問>

吉田県議

再質問をさせていただきます。まず知事にお伺いをいたします。

憲法の問題でお伺いしたいと思います。知事はあの防衛とか重要なことを国会で、国で決めると、それを注視していくというご答弁なんですけれども、これはこの間のわが党の質問にも同じ答えをおっしゃっておられました。

今、安倍首相の下で進んでいる憲法改定の動きというのは、まさに国民不在の時期ありきの改定だと思っています。

憲法99条の条項というのは、大臣や国会議員、そして公務員はこの憲法を遵守する義務があるということが書かれているわけで、安倍首相が憲法改定を進めるのは、いわば憲法違反になる、そういう可能性が大きいと思っています。ですから、県民の代表としてこれにはストップをかける、国会発議を行わない、そういうことを明確に知事として発信する、これが必要だと思っています。

憲法9条改定の国会発議をしないよう求めるべきと思いますけれども、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

もう一つはトリチウム水の問題です。知事の所信表明で、公聴会の意見等を踏まえて慎重に議論を進めるよう、国・東電に求めていくとされました。私は、公聴会の意見を

踏まえるということは非常に大事なことだと思っています。この間各地で、3か所で公聴会が開かれて、その中の意見というのは、まさに海洋放出に反対する意見が圧倒的多数でありました。

先程、県漁連の会長の発言も紹介しましたが、県漁連の会長はこうおっしゃっています。「風評の払拭には、想像絶する精神的、物理的な苦勞を伴うことを経験している。アルプス処理水の海洋放出は、試験操業という形で積み上げてきた本県の水産物の安心感をないがしろにし、魚価の暴落、漁業操業意欲の喪失、ひいては漁業関係産業の衰退等を招き、福島県漁業に致命的な打撃を与える。まさに築城十年、落城一日である。」こういうことをおっしゃって、海洋放出には反対だということをおっしゃいました。

いま本当に漁業者が苦勞して、漁業の継承や若い漁業者の育成に力を尽くしている。そういう中での海洋放出は全く認められないと思います。

タンク保管を継続して、海洋放出に反対するべきだと、やはり知事にそういうふうにおっしゃっていただきたいと思いますので、もう一度この点でのご答弁をお願いしたいと思います。

総務部長にお尋ねをしたいと思います。

この間の障がい者雇用率の不適正な算入の問題です。私は前に発表した時に雇用率が2.66%で、その時に知事部局は2.5%の法定雇用率よりも多かったので、間違いはあったけれども、修正して正常なことになったな、そういうふうに思っていた訳なんです。その時には障がい者手帳をきちんと精査をしたものだと私は思っておりました。

ところが、今回の発表では当時聞き取りによる調査だけで、障がい者手帳を確認しなかった。その結果、法定雇用率が2.07%で2.5%を大きく下回る結果になったという発表でした。

これは障がい者の働く機会を、本当に奪い続けてきたということにならざるをえないわけで、ここは本当に反省をして頂かなければならないなと思っています。

もう一度、なぜ障がい者雇用手帳の確認もしなかったのか、それも含めて、経過と今後の対策をご答弁いただきたいなと思います。

<再答弁>

内堀雅雄知事

吉田議員の再質問にお答えいたします。

憲法9条の改定につきましては、我が国の防衛安全保障政策にとって極めて重要な問題であることから、国会の場で慎重かつ十分な議論をしっかりと尽くされることが何よりも重要であると考えております。

次に、トリチウムを含む処理水の取扱いにつきましては、これまでも、国及び東京電力に対し社会的影響も踏まえた丁寧な議論を要請して参りました。そうしたことも踏まえ、今回の公聴会が開催されたところではありますが、引き続き、国民や県民に丁寧に説明をしながら、慎重に検討を進めていくことが重要だと考えております。

総務部長

再質問にお答えいたします。

今回の発表いたしました、誤っていたという内容の結果についてでありますけれども、雇用率算定の基礎となる職員数に、1年を超えて雇用している嘱託員等を含めていなかったことに加えまして、人事課で管理しております障がいを持つ職員一覧に記載されている職員は、過去に障がい者手帳等を確認しているものと思込んでいたことによるものであります。真摯に反省いたします。原点に戻って、障がい者手帳の確認等をしっかり行い、適切に算定するとともに、障がい者の採用を積極的に進め、法定雇用率の速やかな達成に全力で取り組んで参ります。

<再々質問>

吉田県議

再々質問させていただきます。

知事にトリチウム水のことでもう一度お尋ねしますが、知事は丁寧な議論、そして慎重に進めるということをおっしゃいますが、3か所の公聴会の各参加者の意見は、海洋放出に反対が圧倒的です。ですから丁寧な議論をすればするほど、やはり県民は海洋放出に反対を表明すると。慎重に議論すればするほど海を汚さないでほしい、ということになっていくのではないかと思うんです。

ですから、こうした公聴会での丁寧な議論とおっしゃるのであれば、慎重な議論ということをおっしゃるのであれば、その参加者の意を汲み取ってですね、国に対して海洋放出すべきでない、これをきっちりと発信する。この事が、本当にいま県民に責任ある

県政を作っていく上では大事なことだと思いますので、海洋放出に反対すべきということをもう一度、お答え頂きたいと思います。

土木部長にお伺いしたいのは、いま異常気象の下で、本当にどこで集中的な豪雨が起きるか分からない、そういうもとで、河川の氾濫が本当に心配される場所です。

氾濫も土砂の堆積とか、河川の雑草というものが流れを阻害して氾濫の危険性があるわけで、先ほどの河川の回収率では40%台というお答えでしたが、私は道路の予算などに比べて、河川の改修の予算というのが本当に少ないのではないかと考えています。

9月の補正予算の予算内訳を見ましても、土木の予算の6割が道路だと。河川は8.6%と低くなっているわけです。

こうした異常気象の下で河川の改修は喫緊の課題だと思います。ですから、予算の拡充は本当に大事なことだと思いますので、河川整備の予算を大幅に増やすべきだと、これも強く国にも申し述べていくことが大事だと思いますので、もう一度その点について、ご答弁をお願いしたいと思います。

企画調整部長に、風力発電構想の見直しについてお尋ねいたします。

今回の北海道地震の映像を見て、山腹が大きく崩落するあの映像を見まして、本当にぞっとする思いがいたしました。いま阿武隈地域で計画されている風力発電構想は、まさにあつた山の尾根沿いに計画されるものがほとんどなんですね。

ですから、事前の地盤調査はもちろん必要なことなんですけれども、東日本のそうした豪雨でも危険地域でないところまで崩れるという、そういう事例が起こっているわけですから。

やはりこの阿武隈地方における風力発電構想、一度立ち止まり見直す。それがいま県民の安心のために本当に大事なことだと思いますので、ご答弁をお願いしたいと思います。

<再々答弁>

内堀雅雄知事

吉田議員の再質問にお答えいたします。

先般の公聴会においては、出席された方から様々な意見が出されたところであります。国及び東京電力においては、これらの声をしっかりと受け止め、環境や風評への影響な

どについて議論と説明を尽くしながら、慎重に検討を進めていくことが重要だと考えております。

企画調整部長

再質問にお答えいたします。

阿武隈地域における風力発電構想につきまして、再生可能エネルギーの更なる導入拡大に向けて重要であると考えております。事業計画につきましては、関連法令に基づく手続きはもとより、地元住民への説明等の対応についても事業者がしっかり行うべきものと考えております。

引き続き、地元の理解のもと、国等と連携して当該地域における送電網の強化を図りながら風力発電の導入拡大に取り組んで参ります

土木部長

再質問にお答え致します。

河川整備に関する予算につきましては、引き続き、あらゆる機会をとらえて、国に予算の確保を要望し、回収率の向上に努めてまいります。

以上